

# ソーシャルメディア利用ガイドライン

JPBA広報委員会

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を含む広義のソーシャルメディアについて、JPBA会員が利用するにあたってのガイドラインを公式にアナウンスします。

JPBA会員が所有するアカウントからの全ての情報発信において適用されます。

## 1. 「ソーシャルメディア」と「ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)」の定義

「ソーシャルメディアとは、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであり、代表的なものとして、ブログ、FacebookやTwitter等のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、YouTubeやニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE等のメッセージングアプリなどがある」

(引用:「総務省『平成27年版 情報通信白書』第2節 ソーシャルメディアの普及がもたらす変化」より)

上述の通り、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)は、ソーシャルメディアに含まれます。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスの総称で、インターネットを利用してネットワーク上で社会的な交流を構築したり、情報を発信するサービスを指します。

## 2. ガイドラインの目的

このガイドラインは、JPBA会員がソーシャルメディアを利用することについて、単に規制、制御することを目的とするものではなく、JPBA会員として品位を保ち、また社会的モラルの範疇で有効利用して頂くためのガイドとなるもので、適切に活用することで、プロボウリング活動を積極的に周知し、より良く作用させることを目的とするものです。また、不適切な姿勢や認識にて情報発信することは、JPBA及びプロボウリング活動を毀損し、関係する個人や団体に対してご迷惑をお掛けすることに繋がり、発信者自身の信頼、品格を損ねる結果になり得ますので、そういう事態を回避し、発信者側である皆さんのステータスを守る意味を含みます。

## 3. ソーシャルメディア利用に当たって

### (1) 情報発信や対応についての責任と自覚

ソーシャルメディアを利用しての情報発信は、JPBA会員としてなされます。

内容にかかわらず、発信者自身は元より、JPBA会員全体、プロボウリング全体の評価と繋がり得ることを認識しましょう。また、ソーシャルメディアを利用しての情報発信は、使用言語に関わらず、世界の不特定多数のユーザーに対するものであり、一度公開された情報は発信者の制御が及ばないところに拡散され、以降、完全には削除できないものとなり得ることを常に意識しましょう。

## (2) 法令・社会規範の遵守

ソーシャルメディアの利用と情報発信は、一社会人として法令を遵守し、社会的モラル、一般常識の範疇で行いましょう。

## (3) 第三者の著作権侵害行為の禁止

著作権、知的財産権、その他 権利を侵害する行為は犯罪です。「そんなつもりはなかった、ちょっと借りただけ」は社会では通用しませんので、自身の責任において十分理解した上で利用しましょう。

## (4) 名誉等の侵害行為の禁止

誹謗中傷による第三者の名誉、その他 権利侵害行為を行うことにならないようにしましょう。誹謗中傷だけでは問題の解決になりませんので、問題提起、改善提案などは適切な窓口で相談の上で判断しましょう。

## (5) 情報の保護

機密情報やその他公開が限定された情報を許可なく公開しないように注意しましょう。明確に制限されていないことなどを含め、取扱いが分からない場合は自己判断せず必ず確認しましょう。

以上、ソーシャルメディアを適切に利用せず、JPBA会員として不適切な状況を引き起こした場合、JPBA懲罰委員会にて審議され、懲罰対象となり得ることをご承知おきください。

「懲戒に関する規則」第3章 懲戒の種類と内容

(1) 戒告 (2) 譴責 (3) 資格停止 (4) 除名

※ それぞれの内容については規則にて確認すること。

## 4. 業界関係者、ファン、利用者への配慮

ソーシャルメディアを利用するJPBA会員からの情報発信は、あくまでも個人のものであり、JPBAの公式発表や見解ではありませんので、利用者の誤解を生まないように配慮しましょう。

## 5. ソーシャルメディアガイドラインに関するお問い合わせ

ソーシャルメディアガイドライン及びソーシャルメディアの利用に関するお問い合わせは、JPBA広報委員会までお問い合わせください。

pr@jpba.or.jp

以上

2019年4月1日 初稿  
2023年4月30日 改訂